

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（人事DX推進室）</p> <p><u>第11条の2 大臣官房人事課に、人事DX推進室を置く。</u></p> <p><u>2 人事DX推進室は、デジタル技術を活用して行う職員の人事に関する事務の効率化の推進に関する事務をつかさどる。</u></p> <p><u>3 人事DX推進室に、室長、専門官、係及び係長並びに主査を置く。</u></p> <p>（この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等）</p> <p>第55条 第9条の3、<u>第11条の2</u>から第14条まで、第19条から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第37条、第38条から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第51条まで、第53条及び前条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等）</p> <p>第55条 第9条の3、<u>第12条</u>から第14条まで、第19条から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第37条、第38条から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第51条まで、第53条及び前条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。</p> <p>2 （略）</p>